平成２３年（フ）第４５５号
大阪府藤井寺市林２丁目６番36―103号
債務者　額見　栄一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
堺市東区西野69番地14
債務者　新土　康男
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
堺市西区鳳中町８丁286番地６　鳳ＭＴハイツ202号
債務者　坂本　春雄
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
北海道美唄市東６条南１丁目８番１－８号
債務者　佐藤　和義
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２７号
北海道美唄市東６条南１丁目８番１－８号
債務者　佐藤志津子（旧姓黒瀬）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３３号
北海道夕張郡由仁町古山1338番地
債務者　久保　賢周
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３４号
北海道岩見沢市栗沢町越前660番地
債務者　三澤　孝寿
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３８号
北海道岩見沢市２条西４丁目５番地７　サンハウス１Ｆ
債務者　川邊　明義
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３９号
北海道夕張郡由仁町川端960番地　いずみ団地
債務者　埜瀬　秀雄
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７８号
神奈川県厚木市山際570番地　コーポ依知503
債務者　三好　憲一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４１号
神奈川県小田原市曽我谷津360番地、住民票上の住所神奈川県小田原市東町５丁目７番41―104号　ライフレビュー小田原東ブライトコート
債務者　磯崎　太郎
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０１号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目10番地の３　KMプラザビル405号
債務者　雪田　有子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１９号
神奈川県小田原市蓮正寺287番地の５
債務者　星野　牧子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３８３９号
大阪市城東区野江３丁目９番６号、申立時の住所大阪市城東区野江３丁目９番25号
債務者　野﨑　真紀
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２０号
大阪府箕面市白島２丁目５番７―401号
債務者　日髙　理夫（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３号
大阪府枚方市高野道１丁目24番13号
債務者　アッソ・ディ・フィオーリこと　水本　昌枝
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６号
大阪市中央区南船場１丁目４番28―203号
債務者　堀尾　茂明
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４３７号
大阪市城東区中浜３丁目４番21号
債務者　橋本須美子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部